エチル＝5－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イルカルバモイルスルファモイル）－1－メチルピラゾール－4－カルボキシラート（別名ピラゾスルフロンエチル）	0.02mg／1
3－クロロ－N－（3－クロロ－5－トリフルオロメチル－2－ピリジル）－α，α，α－トリフルオロ－2，6－ジニトロ－p－トルイジン（別名フルアジナム）	0.02mg／1
N－（7－フルオロ－3，4－ジヒドロ－3－オキソ－4－プロパ－2－イニル－2H－1，4－ベンゾキサジン－6－イル）シクロヘキサ－1－エン－1，2－ジカルボキシミド（別名フルミオキサジン）	0.047mg／1
S－6－クロロ－2，3－ジヒドロ－2－オキソベンズオキサゾール－3－イルメチル＝O，O－ジエチル＝ホスホロジチオエート（別名ホサロン）	0.005mg／1

○環境省告示第九十七号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十六項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第六十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年六月三十日　環境大臣　望月　義夫

第一条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第五号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　神津島穴の山地区　東京都神津島村字穴の山及び字走る間の各一部

第二条の見出し中「新島阿土山地区」の下に「、神津島穴の山地区」を加え、同条中「新島阿土山地区」の下に「、神津島穴の山地区」を加え、「第十一条第二十三項」を「第十一条第二十四項」に改める。

第三条中「第十一条第十七項」を「第十一条第十八項」に改める。

第四条から第七条までの規定中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改める。

第八条中「第十一条第三十一項」を「第十一条第三十二項」に改める。

第十一条中「第十一条第二十八項」を「第十一条第二十九項」に改める。

第十九条中「第十一条第二十二項」を「第十一条第二十三項」に改める。

○東北地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保二七番から同町志津川字新井田五〇番四まで	前	A　九・三六～一〇・五〇	一一・二〇〇メートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一〇・五〇～一三・五〇	一・五二〇キロメートル	
	後	C　一〇・八〇～一三・〇四六	二・四七五	
		A　九・三六～一〇・五〇	一・二〇〇	
		B　一〇・五〇～一三・五〇	一・五二〇	
		C　一〇・八〇～一三・〇四六	二・四七五	
		D　一三・〇四六～一六・四〇〇	二・六八〇	
		E　一六・四〇〇～一七・〇七〇	二・〇二九	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　宮城県本吉郡南三陸町志津川字五日町四三番一から同町志津川字十日町九六番まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月三十日

○東北地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　大館市長走字陣場八一番四から同市長走字陣場一〇〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月三十日

○東北地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩手県九戸郡野田村大字野田第九地割四八番四から同村大字野田第一〇地割四〇番三一まで	前	二〇・三〇～七五・五〇	五・三五〇キロメートル	
	後	二〇・三〇～八六・五〇	五・四三〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　岩手県九戸郡野田村大字野田第九地割四八番四から同村大字野田第一〇地割四〇番三一まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月三十日

○北陸地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　小矢部市西中野字鷲場一番一から同市西中野字坂東五八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月三十日